

【寝具類等洗濯乾燥消毒事業】

Q & A

寝具の洗濯について

Q. 掛け布団や毛布を2点以上クリーニングできますか？

A. 洗濯できるのは掛け布団、敷き布団、毛布の各1点（最大3点まで）になります。

Q. 布団1枚につき利用料400円を払うのですか？

A. いいえ。布団一式の利用料です。洗濯に出された布団が1枚でも3枚でも400円です。

Q. どんな布団でも洗濯してもらえますか？

A. 羽毛布団など、ほとんどの布団は洗濯できますが、マットレスや特殊な布団については洗濯可能かどうか現場で業者が判断します。また、生地の変質や穴、傷がある布団で、洗濯によって穴や傷が広がる恐れがある場合はお断りすることがあります。

Q. 布団のカバーは外さないでそのままでいいですか？

A. そのままで洗濯はできますが、布団の中心まで洗濯できなくなる可能性がありますので、できればカバー等は外しておいてください。

Q. 布団が重くて運べません。家の中まで取りに来てもらえますか？

A. 無用なトラブルを避けるため、業者が宅内へ入る事は遠慮させていただいております。可能な限り業者が受け取りやすい場所へ移動をお願いします。どうしても難しい場合は現場で業者にご相談ください。

Q. 洗濯に出している間、布団を貸してもらえますか？

A. 布団の貸出は行っておりません。

申請について

Q. 誰が申請できるのですか？

A. ご本人やご親族、介護支援専門員の方など、どなたでも申請できますが、申請書の「申請者」欄の「氏名」が申請者の自署でない場合は、氏名の横に申請者印を押印してください。

Q. 電話で申請できますか？

A. 電話での申請は受け付けておりません。申請者の方が、介護保険課又は各総合支所窓口で申請してください。申請者が作成した「申請書」を代理の方が窓口へ提出（郵送でも可）されても結構です。

Q. 窓口へ申請に行くときは何を持っていけばいいですか？

A. 対象者の方の要介護度や身障者等級が分かるもの（写し可）をご持参ください。

Q. 申請者が字を書くのが難しい場合は、第三者が申請書の代筆をしてもよいですか？

A. 代筆可。ただし、前述の「申請者」欄の「氏名」が申請者の自署でない場合は、氏名の横に申請者印を押印してください。

Q. 回収日には施設に入所（または入院）するかもしれないが、申請はできますか？

A. 申請日や回収日に在宅でない場合は事業対象外となりますが、申請段階でご在宅であれば申請は可能です。ただし、回収日時点で入所（入院）となる事が分かった時点で、必ずご連絡ください。

Q. 備考欄には何を書くのですか？

A. 業者が訪問する際に注意して欲しい事（例：難聴のため大きな声で声掛けをしてください）や通院・通所などで不在にする時間帯があればご記入ください。
また、決定通知書と回収日時のお知らせは「申請者」に送付しますので、申請者以外の送付を希望する場合は、宛名と送付先住所をご記入ください。